



許可番号 10610030773

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府高槻市北大樋町45番1号

氏名 有限会社徳山産業

代表取締役 徳山 仁守

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

高槻市長 濱田剛史



許可の年月日 令和3年1月14日

許可の有効年月日 令和7年12月11日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

取り扱う産業廃棄物の種類

(石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。)

(1, 5, 11, 12については水銀使用製品産業廃棄物を含む。ただし、蛍光ランプ、HIDランプ及び乾電池に限る。)

1 汚泥	6 紙くず	11 金属くず
2 廃油	7 木くず	12 ガラスくず
3 廃酸	8 繊維くず	13 がれき類
4 廃アルカリ	9 動植物性残さ	
5 廃プラスチック類	10 ゴムくず	
以上 13 種類		

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることが出来る高さ

所在地：高槻市北大樋町291番1

面積：13.3m²

保管上限：13.4m²（最大保管量）

積み上げ高さ：2.00m

積替えできる産業廃棄物の種類：

- (1) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず（水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ）に限る。）（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
- (2) ガラスくず（石綿含有産業廃棄物に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
- (3) がれき類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

以下余白

3. 許可の条件

なし

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年1月14日 更新許可

令和5年12月19日 書換

令和6年3月15日 変更許可

以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

① 有

以下余白